

JASSO渡航支援金（家計基準）の支給要領及び受給資格・必要書類について

2023年10月

東京大学本部国際教育推進課

学生交流チーム

※本資料は日本学生支援機構作成「2023年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」の内容に基づき作成しています。

(1)支給対象・基準

JASSO奨学金の対象となった学生のうち、家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である希望者を対象に、16万円（返済不要）を支給します。

- **給与所得者の場合：年間収入金額（税込み）が300万円以下**
- **給与所得以外の所得を含む場合：年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下**

※年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※養育費は収入に含みません。

※派遣期間156日以上の場合の「渡航支援金（期間条件）」13万円との重複はできません。

※家計支持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得者以外の所得を含む場合（年間所得金額200万円以下）」で判断してください。

(2)学校に提出すべき書類

家計支持者の収入・所得を証明する書類等の提出が必要となります。

提出対象者	学校に提出すべき書類
父母双方	・ 父の収入・所得を証明する書類 ・ 母の収入・所得を証明する書類 ・ 「家族構成申告書」（様式 R-3）
父母のいずれか	・ 父又は母の収入・所得を証明する書類 ・ 「家族構成申告書」（様式 R-3） ・ 事実関係を証明する書類（後述）
父母以外 （例：祖父母、兄）	・ 父母以外（複数いる場合は主たる家計支持者1人）の収入・所得を証明する書類 ・ 「家族構成申告書」（様式 R-3）

父母がいる場合は、学生と別居していても、原則として父母(2名)が「家計支持者」となります。家計支持者が父母以外になるケースは次頁のとおりです。

【父又は母のいずれか(1名)を家計支持者とするケース】

- ・父又は母と死別している場合
- ・父母の離婚等により、父又は母と学生は別生計となっている場合
「離婚等」には離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。
- ・父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合
ただし、以下のケースでは、家計支持者は2名となります。
 - ・ 学生が未成年であり、父母が離婚した場合、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、家計支持者は親権者を含めた父母(2名)です。
 - ・ 離婚した(又は死別により)父又は母が再婚(事実婚を含む)し、学生と再婚相手が同一生計の場合は、家計支持者は父又は母とその再婚者(2名)です。(養子縁組の有無は問いません)

【父母以外の人(1名)を生活維持者とするケース】

- ・ 父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・ 父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・ 父母が離婚し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・ 学生は結婚しており、父母ではなく、学生の配偶者に扶養されている場合(納税手続きにおいて、配偶者の扶養に入っている)

※2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者(1名)が「家計支持者」となります。

【学生自身を家計支持者(独立生計者)とするケース】

- ・ 父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
- ・ 父母・祖父母共に死別し、学生の兄弟姉妹は修学中もしくは病気などの理由で就労しておらず、兄弟姉妹から経済的支援を全く受けていない場合
- ・ 家庭内暴力(DV等)により父母と別居している場合
- ・ 父母が離婚し、父母と絶縁状態の場合で、日常的に学生が学費・生活費を負担している場合
- ・ 学生は結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養している場合。配偶者が扶養に入っていない場合は、学生と配偶者(2名)を生活維持者とします。
- ・ 社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所して(又は養育されて)いる(いた)場合
 - 児童養護施設に入所
 - 児童自立支援施設に入所
 - 児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)に入所 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)に入所
 - 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に入所
 - 里親に養育

前述のケースに該当する場合、以下の通り事実関係が確認できる証明書類を提出してください。

事象	証明書類(例)
父母と死別	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・住民票(死亡日記載あり)
父母が離婚	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害者	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・本人及び配偶者が記載された住民票(続柄が表示されているもの)又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本 及び ・課税証明書(配偶者控除の適用が分かるもの)
家庭内暴力(DV等)により父母と別居	・公的機関による証明書
社会的養護を受けている(いた)	・施設に入所している又は入所していた証明書
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)

<派遣学生が家計支持者の場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
派遣学生のみ	・派遣学生の収入・所得(48万円以上)を証明する書類 ・「家計支持者 収入・支出確認書」(様式R-2)
派遣学生 及び配偶者	・派遣学生及び配偶者の収入・所得(双方の合算で48万円以上)を証明する書類 ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式R-2)
<p>【派遣学生(及び配偶者)の収入・所得が48万円未満の場合】 収入・所得が48万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。</p> <p>○奨学金(給付型又は貸与型)を受給している者 2022年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類 ※2022年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。 ※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。</p> <p>○預貯金を切り崩して生活している者 生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し ※3か月分支出額の平均から算出される12か月分支出額が103万円を超えることを確認してください。</p>	

(3)収入・所得を証明する書類

原則、2023年度所得証明書（2022年の所得を証明するもの）で、家計基準を満たしているか確認します。ただし、2023年8月頃までに派遣開始となる学生で、2023年度所得証明書の発行が間に合わない場合は、2022年度の所得証明書（2021年の所得を証明するもの）でも構いません。

【所得を証明する書類】

市区町村役場発行の所得証明書（写し可）

- ※ 名称は市町村によって異なる場合があります。（例：課税証明書、非課税証明書など）
- ※ 父母等が海外勤務の場合、給与明細書(2022年1~12月分)の写しから、総支給額（支払総額）（税込）を確認します。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算した金額と、円換算時に使用した外国為替レートについて併せて申告してください。

市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類でも構いません。

【給与所得者の場合】

令和4年(2022年)源泉徴収票の写し

- ※ 源泉徴収票の「支払金額」欄を確認します。
- ※ 2人以上の収入の合算で計算する場合で、給与所得者以外の所得を含む対象者がいる場合は、給与所得者については所得金額として「給与所得控除後の金額」欄を確認します。

【給与所得以外の所得を含む場合】

令和4年(2022年)確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し

- ※ 確定申告書（控）の「所得金額」欄を確認します。
- ※ 郵送や持参により確定申告を行っている場合は、写しに税務署の受付印が必要です。
- ※ 電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」の写しを併せてご提出ください。

以上